

世田谷区公報

目次

条 例

- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(51)……………2
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(52)……………2
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(53)……………2

規 則

- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則(120)……………2
- 世田谷区興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則(121)……………2
- 世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則(122)……………3
- 世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(123)……………3
- 世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則(124)……………3
- 世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則(125)……………3
- 世田谷区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(126)……………3
- 世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(127)……………3
- 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(128)……………4

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(870)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(871)……………4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(872)……………4
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示(873)……………4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(874)……………4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(875)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(876)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定及び供用開始の告示(877)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(878)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(879)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更の告示(880)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(881)……………5
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示(882)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(883)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(884)……………5
- 令和2年8月25日世田谷区告示第657号を廃止する告示(885)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(886)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(887)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(888)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(889)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(890)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(891)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(892)……………6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(893)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(894)……………6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(895)……………7
- 令和2年第4回世田谷区議会定例会招集の告示(896)……………7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(897)……………7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(898)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(899)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(900)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(901)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(902)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(903)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(904)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(905)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(906)……………8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(907)……………8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護

- 支援事業者の指定の告示(908)……………8
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(909)……………8
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(910)……………8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(911)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(912)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(913)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(914)……………8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(915)……………9
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(916)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(917)……………9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(918)……………9
- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(919)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(920)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(921)……………9
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(922)……………9
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(923)……………9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(924)……………10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定、区管理道路線の区域決定及び供用開始の告示(925)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(926)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(927)……………10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(928)……………10
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(929)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(930)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(931)……………10
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の取消の告示(932)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(933)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(934)……………11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(935)……………11

公 告

- 建築基準法に基づく公聴会開催の公告(72).....11
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の原案の縦覧の公告(73).....11
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告(74).....11
- 国土調査法に基づく地図及び簿冊の作成公告(75).....11
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく組合の設立認可の公告(76).....12
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令に基づく関係図書縦覧の公告(77).....12
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(78).....12

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和2年11月30日
世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第51号**
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第52号**
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第53号**
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「6月」の次に「及び12月」を加え、「12月に支給する場合においては100分の120」を削る。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び12月」を削り、「100分の115」を「100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項本文中「6月」の次に「及び12月」を加え、「12月に支給する場合においては100分の120」を削り、同項ただし書中「6月」の次に「及び12月」を加え、「12月に支給する場合においては100分の100」を削り、同条第3項中「、「100分の120」とあるのは「100分の70」と」及び「、「100分の100」とあるのは「100分の60」と」を削る。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項本文中「及び12月」を削り、「100分の115」を「100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」に改め、同項ただし書中「及び12月」を削り、「100分の95」を「100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」を「100分の112.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」に、「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項本文中「6月」の次に「及び12月」を加え、「12月に支給する場合においては100分の120」を削り、同項ただし書中「6月」の次に「及び12月」を加え、「12月に支給する場合においては100分の100」を削り、同条第3項中「、「100分の120」とあるのは「100分の70」と」及び「、「100分の100」とあるのは「100分の60」と」を削る。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項本文中「及び12月」を削り、「100分の115」を「100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」に改め、同項ただし書中「及び12月」を削り、「100分の95」を「100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」を「100分の112.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」に、「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和2年11月30日
世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第120号
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

世田谷区規則第121号
世田谷区興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第122号
世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第123号
世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第124号
世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第125号
世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第126号
世田谷区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第127号
世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第128号
世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年5月世田谷区条例第26号)附則第2項の規則で定める日は、令和3年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区興行場に関する条例施行規則(昭和59年9月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「図書を添付した」を「事項を記載した」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号及び第5号に掲げる事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

第3条第1項各号及び第2項を次のように改める。

- (1) 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 興行場の名称及び所在地
- (3) 興行場の種別及び構造設備の概要

(4) 管理者の氏名
 (5) 入場者の定員
 (6) 起工及び完成期日
 (7) 営業の譲渡の有無

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡した場合は、当該興行場営業を譲り受けた者は、第1号から第5号までに掲げる書類の内容に変更がないときに限り、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 興行場を中心とした半径300メートル以内の道路、河川、住宅等の見取図
 (2) 建物配置図、各階平面図、観覧椅子の配置図及び喫煙所の位置を示す図面
 (3) 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面
 (4) 換気設備の概要並びにその配置及び系統を明らかにした図面
 (5) 給排水設備の概要並びにその配置及び系統を明らかにした図面
 (6) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 (7) 興行場営業を譲り受けたことを証する旨を記載した書類(前項ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受ける場合に限る。)

第5条第2項を削る。
 第6条第2項を削る。
 第6条の2第2項を削る。
 第7条第1項中「その変更を証する書類を添付した記載事項変更届」を「興行場営業許可事項変更届」に改める。
 第8条中「設けること」を「設けるものとする」に改める。
 第1号様式を次のように改める。

様式省略
 第4号様式から第8号様式までを次のように改める。

様式省略
 附 則
 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区興行場に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区旅館業法施行細則(昭和55年5月世田谷区規則第44号)の一部を次のように改正する。
 第3条第1項を次のように改める。
 省令第1条の申請書は、旅館業営業許可申請書(第1号様式)とする。
 第8条中「記載事項変更届」を「旅館業営業許可事項変更届」に改める。
 第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。
 第11条に次の1号を加える。
 (9) 世田谷区立大蔵第二運動場条例(平成21年6月世田谷区条例第29号)第1条の世田谷区立大蔵第二運動場第1号様式を次のように改める。

様式省略
 第4号様式を次のように改める。

様式省略
 第6号様式を次のように改める。

様式省略
 第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

様式省略
 附 則
 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。ただし、第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる改正規定及び第11条に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区旅館業法施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区公衆浴場法施行細則(昭和55年5月世田谷区規則第46号)の一部を次のように改正する。
 第3条を次のように改める。
 (営業許可の申請)
 第3条 省令第1条の申請書は、公衆浴場営業許可申請書(第1号様式)とする。
 2 前項の申請書の部数は、正副2通とする。
 第7条の見出し中「承継届書」を「承継届」に改める。
 第8条の見出し中「承継届書」を「承継届」に改め、同条中「登記事項証明書を添付した」を削る。
 第8条の2の見出し中「承継届書」を「承継届」に改め、同条中「登記事項証明書を添付した」を削る。
 第9条中「その変更を証する書類を添付した記載事項変更届」を「公衆浴場営業許可事項変更届」に改める。
 第1号様式を次のように改める。

様式省略
 第4号様式から第9号様式までを次のように改める。

様式省略
 附 則
 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区公衆浴場法施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区理容師法施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区理容師法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第38号)の一部を次のように改正する。
 第3条第2項中「第2号様式の(1)(2)」を「第2号様式」に改め、同条第3項中「廃止届」を「理容所廃止届」に改める。
 第1号様式を次のように改める。

様式省略
 第2号様式の(1)及び第2号様式の(2)を削り、第1号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略
 第3号様式から第7号様式までを次のように改める。

様式省略
 附 則
 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第3号様式から第7号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区美容師法施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区美容師法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第39号)の一部を次のように改正する。
 第3条第2項中「第2号様式の(1)(2)」を「第2号様式」に改め、同条第3項中「廃止届」を「美容所廃止届」に改める。
 第1号様式を次のように改める。

様式省略
 第2号様式の(1)及び第2号様式の(2)を削り、第1号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略
 第3号様式から第7号様式までを次のように改める。

様式省略
 附 則
 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第3号様式から第7号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区クリーニング業法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第40号)の一部を次のように改正する。
 第1号様式から第9号様式までを次のように改める。

様式省略
 附 則
 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区クリーニング業法施行細則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則(昭和50年4月世田谷区規則第41号)の一部を次のように改正する。
 第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

世田谷区公報

第5条の2第2項を削り、同条を第5条とする。

第5条の3第2項を削り、同条を第5条の2とする。

第5条の4第2項を削り、同条を第5条の3とする。

第6条第1項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

別表第2の24の項中「毎月状況を当該月の翌月の末日までに」を「区長が必要と認める月分の状況を区長が指定する日までに」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

様式省略

第3号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

第3号の2様式中「第5条の2関係」を「第5条関係」に、「電話()」を「電話番号()」に、「プールの許可経営者の地位を相続」を「、プールの許可経営者の地位を相続」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第3号の3様式から第4号様式までを次のように改める。

様式省略

附則

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。ただし、第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする改正規定、第5条の2第2項を削り、同条を第5条とする改正規定、第5条の3第2項を削り、同条を第5条の2とする改正規定、第5条の4第2項を削り、同条を第5条の3とする改正規定、第6条第1項の改正規定、別表第2の24の項の改正規定、第1号様式から第3号様式までの改正規定、第3号の2様式の改正規定(「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える部分を除く。)及び第3号の3様式から第4号様式までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第2の24の項の規定は、令和2年12月以後の月分の状況に係る報告について適用し、同年11月以前の月分の状況に係る報告については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第2号様式及び第3号の2様式から第4号様式までの規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区食品衛生法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

様式省略

第5号様式中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附則

1 この規則は、令和2年12月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則による改正後の第5号様式の規定は、施行日以後に行われる世田谷区食品衛生法施行細則第6条に規定する届出について適用し、施行日前に行われた当該届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区食品衛生法施行細則の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

告 示

◎世田谷区告示第870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山一丁目191番8の内
- 3 変更の区域
延長 10.65メートル
幅員 0.14メートルから
0.16メートルまで
面積 1.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月2日

◎世田谷区告示第871号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区北沢二丁目975番68
- 3 供用開始の区域
延長 20.10メートル
幅員 1.05メートルから
1.10メートルまで
面積 21.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月2日

◎世田谷区告示第872号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和2年11月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人健康生活サポートセンター
- 2 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区祖師谷一丁目35番4号2階
- 3 事業所の名称
健康生活サポートセンター
- 4 事業所の所在地
東京都世田谷区祖師谷一丁目35番4号2階
- 5 事業所番号
1331204568
- 6 事業の種類
特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者
特定なし
- 8 廃止の年月日
令和2年6月30日

◎世田谷区告示第873号

児童福祉法(昭和22年法律第164条)第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和2年11月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人健康生活サポートセンター
- 2 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区祖師谷一丁目35番4号2階
- 3 事業所の名称
健康生活サポートセンター
- 4 事業所の所在地
東京都世田谷区祖師谷一丁目35番4号2階
- 5 事業所番号
1371200906
- 6 事業の種類
障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者
特定なし
- 8 廃止の年月日
令和2年6月30日

◎世田谷区告示第874号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年11月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第875号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年11月2日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第876号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目1948番1の内から1947番の内まで
- 3 変更の区域
延長 22.78メートル
幅員 0.11メートル
面積 2.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月5日

◎世田谷区告示第877号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路線の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G268
- 2 指定する起終点
世田谷区豪徳寺一丁目145番7から赤堤二丁目143番3地先無番まで
- 3 道路の延長
56.66メートル
- 4 道路の幅員
5.06メートルから5.40メートルまで
- 5 道路の面積
297.56平方メートル
- 6 供用開始の期日
令和2年11月6日
- 7 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第878号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G001
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤二丁目137番4
- 3 変更の区域
延長 3.34メートル
幅員 0.10メートルから0.37メートルまで
面積 0.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月6日

◎世田谷区告示第879号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜二丁目621番14の内から621番3の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.51メートル
幅員 0.07メートルから0.13メートルまで
面積 1.26平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月6日

◎世田谷区告示第880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年11月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根二丁目243番1の内
- 3 変更の区域
延長 0.77メートル
幅員 0.65メートル
面積 0.43平方メートル

◎世田谷区告示第881号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

36-5

- 2 変更の区間
世田谷区北烏山六丁目1574番94
- 3 変更の区域
延長 4.39メートル
幅員 0.43メートルから0.45メートルまで
面積 1.96平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月6日

◎世田谷区告示第882号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
下馬6丁目町会
- 2 区域
世田谷区下馬六丁目1番から36番まで及び41番から54番までの区域
- 3 主たる事務所
東京都世田谷区下馬六丁目29番22号
- 4 代表者の氏名及び住所
國分純一
東京都世田谷区下馬六丁目50番5号
- 5 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
平澤高司
東京都世田谷区下馬六丁目11番4号

◎世田谷区告示第883号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D301-11
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目274番18
- 3 変更の区域
延長 11.17メートル
幅員 0.22メートルから0.77メートルまで
面積 3.22平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月9日

◎世田谷区告示第884号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月9日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月9日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 40-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区北沢五丁目704番7の内

(2) 世田谷区北沢五丁目704番7の内

3 変更の区域

(1) 延長 10.09メートル

幅員 0.14メートルから

0.30メートルまで

面積 2.31平方メートル

(2) 面積 1.21平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年11月9日

◎世田谷区告示第885号

令和2年8月25日世田谷区告示第657号は、廃止する。

令和2年11月9日

世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月9日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

36-5

2 供用開始の区間

世田谷区野沢一丁目42番89

3 供用開始の区域

延長 23.20メートル

幅員 2.62メートルから

2.83メートルまで

面積 63.52平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年11月9日

◎世田谷区告示第887号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

31-D250-04

2 変更の区間

世田谷区桜新町一丁目467番33の内から467番7の内まで

3 変更の区域

延長 19.24メートル

幅員 0.18メートルから

0.22メートルまで

面積 3.87平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年11月10日

◎世田谷区告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区北沢五丁目811番78

3 変更の区域

延長 9.10メートル

幅員 0.17メートルから

0.18メートルまで

面積 1.64平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年11月10日

◎世田谷区告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

2-2

2 変更の区間

世田谷区上祖師谷二丁目337番35

3 変更の区域

延長 13.57メートル

幅員 1.00メートル

面積 14.01平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年11月10日

◎世田谷区告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月11日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区若林三丁目235番71から235番70まで

3 変更の区域

延長 26.08メートル

幅員 0.95メートルから

1.10メートルまで

面積 30.97平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年11月11日

◎世田谷区告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月11日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区奥沢二丁目497番9地先無番

3 変更の区域

延長 2.53メートル

幅員 0.54メートル

面積 1.38平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年11月11日

◎世田谷区告示第892号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年11月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月11日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

33-G018

2 一部を廃止する起終点

(旧) 世田谷区奥沢二丁目493番2地先無番から497番15地先無番まで

(新) 世田谷区奥沢二丁目497番6地先無番から497番15地先無番まで

3 廃止の期日

令和2年11月11日

◎世田谷区告示第893号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和2年11月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月11日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

33-G018-01

2 指定する起終点

世田谷区奥沢二丁目493番2地先無番から496番1地先無番まで

3 用途

区管理道路

◎世田谷区告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月12日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘一丁目1455番26の内
- 3 変更の区域
延長 7.56メートル
幅員 0.62メートルから
0.64メートルまで
面積 4.83平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月12日

◎世田谷区告示第895号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和2年11月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
あいむデイサービス東川口
- 2 事業所の所在地
埼玉県川口市長蔵一丁目20番15号
- 3 事業者の名称
あいむデイサービス株式会社
- 4 廃止届受理年月日
令和2年10月26日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第896号

令和2年第4回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和2年11月16日

世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日
令和2年11月25日(水)午後1時
- 2 招集する場所
世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第897号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和2年11月16日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第898号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和2年11月16日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第899号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山二丁目78番27
- 3 変更の区域
延長 11.78メートル
幅員 0.19メートルから
0.29メートルまで
面積 2.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月16日

◎世田谷区告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
59-5
- 2 変更の区間
世田谷区八幡山二丁目265番1の内
- 3 変更の区域
延長 8.70メートル
幅員 0.04メートルから
0.06メートルまで
面積 0.47平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月16日

◎世田谷区告示第901号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢四丁目882番9の内
- 3 変更の区域
延長 16.18メートル
幅員 0.22メートルから
0.35メートルまで
面積 4.66平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月17日

◎世田谷区告示第902号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見八丁目2355番6
- 3 変更の区域
延長 9.04メートル
幅員 0.08メートルから
0.12メートルまで
面積 0.95平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月17日

◎世田谷区告示第903号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田二丁目682番57の内
- 3 変更の区域
延長 10.77メートル
幅員 0.23メートルから
0.25メートルまで
面積 2.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月18日

◎世田谷区告示第904号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D301-12
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目272番3の内
- 3 変更の区域
延長 8.62メートル
幅員 0.27メートルから
0.41メートルまで
面積 3.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月19日

◎世田谷区告示第905号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年11月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区船橋二丁目90番2の内
- 3 変更の区域
延長 12.21メートル
幅員 0.04メートルから
0.79メートルまで
面積 4.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月19日

◎世田谷区告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 44-15
(2) 15-29
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北烏山四丁目1436番70
(2) 世田谷区北烏山四丁目1436番1の内から1436番1地先無番まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 22.58メートル
幅員 0.50メートル
面積 12.50平方メートル
(2) 延長 69.84メートル
幅員 2.70メートルから
2.82メートルまで
面積 198.44平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月19日

◎世田谷区告示第907号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年11月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G033
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区北烏山四丁目1436番18地先無番から1436番36地先無番まで
(新) 世田谷区北烏山四丁目1436番1地先無番から1436番36地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和2年11月19日

◎世田谷区告示第908号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
おうちのケアプラン二子玉
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区玉川四丁目15番1号グリーンハウス102号
- 3 事業者の名称
株式会社ジョイ
- 4 指定年月日
令和2年12月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第909号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
トータルライフケア烏山
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区南烏山五丁目3番3号ジェイスクエア世田谷1F NO.2
- 3 事業者の名称
株式会社トータルライフケア
- 4 指定年月日
令和3年1月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第910号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
第2852号
- 2 指定年月日
令和2年11月19日
- 3 指定の位置
世田谷区桜丘一丁目2653番26、2653番27、2653番39及び2653番40
- 4 道路の幅員
4.00メートル
- 5 道路の延長
34.95メートル
- 6 申請者氏名
細澤 朋美

◎世田谷区告示第911号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
生活型デイサービスりはっぴの家
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区新町二丁目35番27号
- 3 事業者の名称
株式会社りはっぴ

- 4 指定年月日
令和2年12月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山三丁目1059番9の内から1059番11の内まで
- 3 変更の区域
延長 7.85メートル
幅員 0.63メートル
面積 5.01平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月20日

◎世田谷区告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
39-24
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷三丁目522番71
- 3 変更の区域
延長 14.44メートル
幅員 0.08メートルから
0.18メートルまで
面積 1.54平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月24日

◎世田谷区告示第914号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水四丁目429番300地先無番の内から429番300の内まで
- 3 変更の区域
延長 13.70メートル
幅員 0.10メートルから
0.32メートルまで
面積 3.02平方メートル

4 供用開始の期日
令和2年11月24日

◎世田谷区告示第915号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G202
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区八幡山二丁目39番8地先無番から34番21地先無番まで
(新)世田谷区八幡山二丁目39番8地先無番
- 3 廃止の期日
令和2年11月25日

◎世田谷区告示第916号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年11月25日
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第917号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 39-14
(2) 39-14
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区下馬一丁目109番39の内
(2) 世田谷区下馬一丁目109番64の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 5.58メートル
幅員 0.00メートルから0.09メートルまで
面積 0.36平方メートル
(2) 延長 5.34メートル
幅員 0.06メートルから0.10メートルまで
面積 0.46平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月25日

◎世田谷区告示第918号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D219-06
- 2 変更の区間
世田谷区梅丘一丁目1984番3の内
- 3 変更の区域
延長 22.10メートル
幅員 0.67メートルから0.76メートルまで
面積 15.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月25日

◎世田谷区告示第919号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年11月25日
世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
世田谷区桜丘四丁目、桜上水一丁目、等々力四丁目、上野毛二丁目、上用賀五丁目、深沢一丁目、喜多見四丁目、岡本三丁目、八幡山一丁目、北島山一丁目、北島山七丁目、宇奈根一丁目及び喜多見九丁目各内地
追加する部分
世田谷区桜上水二丁目、等々力四丁目、等々力八丁目、瀬田五丁目、喜多見三丁目、上北沢一丁目、八幡山三丁目、上祖師谷二丁目、粕谷二丁目、給田三丁目、南島山一丁目、南島山二丁目及び宇奈根一丁目各内地
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第920号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
31-4
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2024番18の内から2024番22の内まで
- 3 変更の区域
延長 23.38メートル

幅員 0.16メートルから0.33メートルまで
面積 6.26平方メートル
4 供用開始の期日
令和2年11月26日

◎世田谷区告示第921号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田三丁目418番19の内
- 3 変更の区域
延長 6.17メートル
幅員 0.34メートルから0.36メートルまで
面積 2.17平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和2年11月26日

◎世田谷区告示第922号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年11月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
第168号
- 2 指定年月日
令和2年11月25日
- 3 指定する道路の種類
都市計画法(昭和43年法律第100号)による道路
- 4 指定する道路の区域
世田谷区大原二丁目1216番13の内から世田谷区松原一丁目44番28の内まで
- 5 指定する道路の幅員
25.00メートルから36.07メートルまで
- 6 指定する道路の延長
934.61メートル

◎世田谷区告示第923号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年11月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号
第2853号
- 2 指定取消年月日
令和2年11月25日
- 3 指定取消の位置
世田谷区代沢四丁目228番4の一部

世田谷区公報

- 4 道路の幅員 4.50メートル
- 5 道路の延長 13.83メートル
- 6 申請者氏名 プロパティエージェンツ株式会社
代表取締役 中西 聖
東京都開発株式会社
代表取締役 木船 雅昭

◎世田谷区告示第924号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年11月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 31-G041
- 2 廃止する起終点 世田谷区桜新町一丁目12番2地先無番から10番2地先無番まで
- 3 廃止の期日 令和2年11月26日

◎世田谷区告示第925号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路線の区域を決定し、その供用を開始する

この関係図面は、令和2年11月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 31-G131
- 2 指定する起終点 世田谷区桜新町一丁目12番3地先無番から10番5地先無番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年11月26日
- 4 用途 区管理道路

◎世田谷区告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1
- 2 変更の区間 (1) 世田谷区砧一丁目341番16から341番6の内まで (2) 世田谷区砧一丁目341番6の内か

- ら341番10の内まで
- 3 変更の区域 (1) 延長 42.32メートル
幅員 2.33メートルから2.35メートルまで
面積 98.80平方メートル (2) 延長 29.08メートル
幅員 1.25メートルから2.52メートルまで
面積 50.74平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年11月27日

◎世田谷区告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 (3) 28-1
- 2 供用開始の区間 (1) 世田谷区砧一丁目340番17から340番9まで (2) 世田谷区砧一丁目341番17から341番19まで (3) 世田谷区砧一丁目340番16から340番8地先無番まで
- 3 供用開始の区域 (1) 延長 38.30メートル
幅員 9.00メートル
面積 349.26平方メートル (2) 延長 9.65メートル
幅員 9.00メートル
面積 95.01平方メートル (3) 延長 31.04メートル
幅員 1.26メートルから2.64メートルまで
面積 66.16平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年11月27日

◎世田谷区告示第928号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和2年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 43-Z083
- 2 位置 世田谷区砧一丁目340番2地先無番から340番1地先無番まで
- 3 廃止の期日 令和2年11月27日

◎世田谷区告示第929号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和2年11月27日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区代田四丁目807番14の内
- 3 変更の区域 延長 0.07メートル
幅員 0.26メートル
面積 0.02平方メートル

◎世田谷区告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1
- 2 変更の区間 (1) 世田谷区代田四丁目807番14の内 (2) 世田谷区代田四丁目807番14の内
- 3 変更の区域 (1) 延長 11.18メートル
幅員 0.05メートルから0.06メートルまで
面積 2.22平方メートル (2) 延長 8.79メートル
幅員 0.21メートルから0.25メートルまで
面積 2.09平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年11月27日

◎世田谷区告示第932号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、同法第21条の5の25第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年11月30日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和2年11月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区玉堤一丁目2392番5の内
- 3 変更の区域 延長 7.28メートル 幅員 0.14メートルから0.20メートルまで 面積 1.26平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年11月30日

◎世田谷区告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 供用開始の区間 世田谷区玉堤一丁目2392番6の内
- 3 供用開始の区域 延長 0.16メートル 幅員 0.26メートル 面積 0.04平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年11月30日

◎世田谷区告示第935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年11月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区桜二丁目628番5
- 3 変更の区域 延長 22.34メートル 幅員 0.06メートルから1.43メートルまで 面積 16.86平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年11月30日

公 告

◎世田谷区公告第72号

公開による意見の聴取の開催について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第

48条第3項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和2年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時 令和2年11月13日（金曜日）午後3時00分から
- 2 公聴会を行う場所 東京都世田谷区八幡山三丁目32番26号 世田谷区立八幡山区民集会所大会議室
- 3 公聴会を行う理由 別紙の建築許可をするため
別紙省略

◎世田谷区公告第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和2年11月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画の種類及び名称 東京都計画地区計画千歳烏山駅周辺地区地区計画
- 2 地区計画を定める土地の区域 世田谷区南烏山四丁目、南烏山五丁目及び南烏山六丁目各地区内
- 3 地区計画の原案の縦覧場所 世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間 令和2年11月9日から同月24日まで
- 5 意見書の提出期間 令和2年11月9日から同月30日まで
- 6 意見書の提出先 世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和2年11月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区計画の種類及び名称 東京都計画地区計画南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画
- 2 地区計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区南烏山五丁目地区内
- 3 地区計画の原案の縦覧場所 世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間 令和2年11月9日から同月24日まで
- 5 意見書の提出期間 令和2年11月9日から同月30日まで
- 6 意見書の提出先 世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第75号

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

世田谷区喜多見六丁目、豪徳寺二丁目及び喜多見三丁目の各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和2年11月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地図及び簿冊の名称 (1) 世田谷区喜多見六丁目の一部 地籍図（その1） 世田谷区喜多見六丁目の一部 地籍簿（その1） (2) 世田谷区豪徳寺二丁目の一部 地籍図（その2） 世田谷区豪徳寺二丁目の一部 地籍簿（その2） (3) 世田谷区喜多見三丁目の一部 地籍図（その3） 世田谷区喜多見三丁目の一部 地籍簿（その3）
- 2 地図は、令和元年10月に測量、簿冊は、同年11月1日現在の状況により調査して作成したものである。
- 3 閲覧期間 令和2年11月9日から同月29日まで
- 4 閲覧場所及び閲覧時間 (1) 喜多見複合施設1階（喜多見六丁目） 午前10時から午後4時までの間とする。 (2) 世田谷区役所第一庁舎4階道路管理課（豪徳寺二丁目 閲覧期間のうち平日に限る。） 午前10時から午後4時までの間とする。 世田谷区役所第一庁舎1階北口（豪徳寺二丁目 閲覧期間のうち日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に限

る。)
午前10時から午後4時までの間とする。

- (3) 世田谷区立宇奈根地区会館1階ホール(喜多見三丁目)
午前10時から午後4時までの間とする。

5 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、世田谷区長に対し、その旨の申出をすることができる。

6 誤り等申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所で交付する。

◎世田谷区公告第76号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 組合の名称
ニューウェルハイツ自由が丘マンション建替組合
2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
ニューウェルハイツ自由が丘
東京都世田谷区奥沢五丁目166番
3 施行再建マンションの敷地の区域
東京都世田谷区奥沢五丁目166番
4 事業施行期間
令和2年11月から令和6年12月まで
5 事務所の所在地
東京都千代田区大手町一丁目9番2号三菱地所レジデンス株式会社建替事業部内
6 設立認可の年月日
令和2年11月12日
7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
8 公告の方法
施行マンションの敷地(施行再建マンションの建築工事の完了の公告の日以降はその敷地)に設置する掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和2年12月11日

◎世田谷区公告第77号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、当該認可に係る図書を同法第14条第3項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第2条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 施行マンションの名称及びその敷地の区域

ニューウェルハイツ自由が丘
東京都世田谷区奥沢五丁目166番

- 2 縦覧の場所
世田谷区都市整備政策部居住支援課
3 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第78号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和2年11月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画公園 第8・2・37号北烏山農業公園
2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区北烏山九丁目地内
3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課並びに世田谷区世田谷総合支所街づくり課、世田谷区北沢総合支所街づくり課、世田谷区玉川総合支所街づくり課、世田谷区砧総合支所街づくり課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
4 縦覧期間
令和2年11月12日から同月26日まで
5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第4回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和2年11月19日

世田谷区農業委員会会長

穴戸幸男

- 1 開催日時
令和2年11月30日(月)
午後3時00分
2 開催場所
世田谷区役所第2庁舎5階第2委員会室
3 審議事項
(1) 第1号議案
農地法に基づく許可申請について
(2) 第2号議案
農地法に基づく転用届出について
(3) 第3号議案
その他の事項について